

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日曜日
に代り)

◇ 告 示

健康保険法による保険医療機関の指定

国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの

結核予防法による指定医療機関の辞退

結核予防法による医療機関の指定

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正

保安林予定森林にする旨の通知

土地の用途廃止

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙の当選人

都市計画の変更案の縦覧

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧

昭和四十五年八月鳥取県告示第五百七十号中訂正

◇ 正 誤

告 示

鳥取県告示第五百五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十六年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	鳥取赤十字病院
所 在 地	鳥取市尚徳町 一―七番地
診 療 科 名	内外科 整形科 小児科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 皮膚泌尿器科 放射線科 歯科
開 設 者 名	日本赤十字社 鳥取県支部 支部長 石破 二朗
指 定 年 月 日	昭和四十六年 二月一日

鳥取県告示第六六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町一七番地	昭和四十六年二月一日
鳥取県西部医師会 休日急患診療所	米子市加茂町一丁目一	"

鳥取県告示第七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十六年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日	指定医療機関の名称	所 在 地
昭和四十六年一月十九日	吉 田 医 院	鳥取市瓦町五〇三

鳥取県告示第八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十六年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十六年一月十九日	吉田医院	鳥取市瓦町五〇二二	吉田益次郎

鳥取県告示第九号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十六年二月五日から施行する。

昭和四十六年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

大阪府八尾市 広島県芦品郡

鳥取県告示第十号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字袖小屋ヨリ門口迄九三三四の四から九三四の四二まで、九三四の四七から九三四の一〇四まで、九三四の一七〇から九三四の一七八まで、九三四の一九三、字赤井谷口九三六の二から九三六の四まで、九三六の七から九三六の一八まで、九三六の二一から九三六の二三まで、字小川ヨリ藁谷迄九四一の一、九四一の三、九四一の四、九四一の七から九四一の二三まで、九四一の四八から九四一の五一まで、九四一の一七一から九四一の二二〇まで、九四一の二二二から九四一の二三二まで、大字小河内字榎ヶ谷九三二、九三二の一から九三二

の四まで、字奥山九三五の三〇四、大字神場字三角四九二の次一、四九二の次一の内第一、四九二の次二、四九二の内第一から四九二の次二の内第七まで、四九二の次三、四九二の次四、四九二の次四の内第一、四九二の八、字瀧谷上分四九三の一から四九三の六まで、字馬乗場々四九四、四九四の次一、字棚原四九五の一、四九五の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百十一号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町大字福万米字野呂山川東一五〇、大字生山字板井谷山三三の二、三三三の一五一、大字霞字野呂山一〇七四の一から一〇七四の三まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年一月二十八日から用途廃止した。

昭和四十六年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市布勢字河徳五五一ノ七番地先		三五・四六	道路敷

鳥取県告示第百十三号

土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第三十五条第四項の規定により、鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙の候補者をもつて当選人と定めたので、同令同条第五項の規定により、次のとおり公告する。

昭和四十六年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 宅地所有者のうちから選挙される委員の当選人の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地

山 根 英 夫 鳥取市栄町六百十七番地

株式会社 株 藤 紙 店 鳥取市栄町六百番地の七

玉 川 秀 男 鳥取市今町二丁目二百八番地

吉 谷 勝 太 郎 鳥取市今町二丁目二百二十五番地

株式会社 株 取 大 丸 鳥取市今町二丁目百五十二番地

中 谷 五 郎 鳥取市栄町七百十六番地

守 山 正 鳥取市今町二丁目百一番地

園 喜 藏 鳥取市今町二丁目二百七十五番地

二 借地権者のうちから選挙される委員の当選人の氏名及び住所

園 喜 藏 鳥取市今町二丁目二百七十五番地

鳥取県告示第百十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の種類

道路

二 都市計画を定める土地の区域

米子市西福原、米原、両三柳、河崎、夜見町、富益町、和田町、大篠

津町、弥生町、明治町、茶町、東町、加茂町一丁目、加茂町二丁目、西

町、内町、難町一丁目、難町二丁目、難町三丁目、旗ヶ崎、大崎、崎津、

花園町、安倍、葭津、二本木、蚊屋、態党、吉岡、車尾、中島、博労町

三丁目、博労町四丁目、富士見町、富士見町二丁目、角盤町一丁目、東

倉吉町、中町、久米町、祇園町一丁目、祇園町二丁目、陰田、東福原、

上福原、皆生、日吉津村日吉津、境港市佐斐神町、小篠津町、新屋町、

高松町、竹内町、福定町、中野町、上道町、岬町、渡町、弥生町、浜町、

明治町、昭和町、馬場崎町、蓮池町、米川町及び外江町

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市中町二〇番地 米子市役所

境港市上道町一六〇〇番地 境港市役所

四 縦覧期間

昭和四十六年二月五日から昭和四十六年二月十八日まで

鳥取県告示第百十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画土地区画整理事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画

課において縦覧する。

昭和四十六年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

正 誤

昭和四十五年八月鳥取県告示第五百七十号(保安林予定森林にする旨の通知について)中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
二 下 終わりから五 一〇五の五 一〇五〇の五